

山口県報

令和6年
7月9日
(火曜日)

目 次

○条例	
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例	一
過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	五
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	六
山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例	七

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月九日

山口県条例第四十二号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第一条 山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「前三条」の下に「及び法第三十七条の三」を加える。

附則第五条第二項及び附則第五条の四第二項中「前三条及び」を「前三条、」に改める。

附則第五条の四の二第二項中「前三条及び」を「前三条、」に改め、同条第三項中「同条第十四項」を「同条第十六項」に改める。

附則第九条の四の七第三項の表第八十一条の二第三項の項中「附則第十条の二の二第九項」を「附則第十条の二の二第十項」に改める。

附則第十七条の三第一項中「附則第十八条の六第二項」を「附則第十八条の六第三項」に改め、同条第二項中「附則第十八条の六第三項」

を「附則第十八条の六第四項」に改め、同条第五項中「附則第十八条の六第四項」を「附則第十八条の六第五項」に改める。

附則第十七条の六第一項中「第十二条の二第二項」を「第十二条第二項」に改める。

附則第十七条の七第二項中「第四項まで若しくは第六項から第十項」を「第五項まで若しくは第七項から第十項」に改める。

第二条 山口県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「第二十一条の七」を「第二十一条の八」に改める。

附則第六条の二の次に次の一条を加える。

(事業税の納税義務者等の特例)

第六条の三 第四十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号口中「一億円以下のもの」とあるのは、「一億円以下のもの（前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令で定める金額をいう。）が十億円を超えるものを除く。）とする。

附則第九条の四の七第一項第一号中「船舶の使用者」を「船舶（施行令で定めるものを除く。）の使用」に改め、同条第二項中「附則第十条の二の二第八項」を「附則第十条の二の二第九項」に改め、同条第三項の表第八十一条の二第三項の項中「附則第十条の二の二第十項」を「附則第十条の二の二第十一項」に改める。

第三条 山口県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号口中「並びにこれらの法人」を「（以下ロにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の下に「（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号口に次のように加える。

- (1) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令で定める金額をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）が五十億円を超える法人（ロに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして施行令で定めるものを含む。）をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（令和六年三月三十日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他施行令で定める場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち施行令で定める額の減少に伴うものに限る。以下(1)及び(2)において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの
- (2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有

するものとみなした場合において当該いずれか一のものとは当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（令和六年三月三十日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(2)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの間に当該いずれれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの（(1)に掲げる法人を除く。）

附則第六条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事業税の納税義務者等の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第六条の四 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条の二第一項に規定する特別事業再編計画（以下この条において「特別事業再編計画」という。）について同項の認定を受けた同法第二十四条の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者である法人（以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。）が、当該認定に係る特別事業再編計画（同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第二条第十八項に規定する特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「特別事業再編」という。）のための措置（同項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式若しくは出資（以下この条において「株式等」という。）の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下この条において「取得等の日」という。）以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）がある場合（その取得又は譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この条において「対象法人」という。）及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第二十四条の二第一項の認定の申請の日前五年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人（当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち施行規則で定めるものに限る。以下

この条において「五年以内株式会社等取得等法人」という。）の行う事業に対する第四十条第一項の規定の適用については、対象法人又は五年以内株式会社等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度（同法第二十四条の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四条の二第一項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第四十条第一項第一号ロ(1)及び(2)中「二億円を超えるもの」とあるのは、「二億円を超えるもの（附則第六条の四に規定する対象法人及び同条に規定する五年以内株式会社等取得等法人を除く。）とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第二十八条、附則第五条第二項、第五条の四の二第二項、第九条の四の七第三項の表並びに第十七条の三第一項、第二項及び第五項の改正規定 公布の日

二 第二条並びに次項、附則第三項及び第六項の規定 令和七年四月一日

三 第三条並びに附則第四項及び第五項の規定 令和八年四月一日

(事業税に関する経過措置)

2 第二条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例（次項及び附則第六項において「改正後の条例」という。）附則第六条の三の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項並びに附則第六項において「二号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、二号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 二号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（令和六年三月三十日を含む事業年度の前事業年度の事業税について第二条の規定による改正前の山口県税賦課徴収条例第四十条第一項第一号イに掲げる法人に該当したものであって、同日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、令和六年三月三十日から最初事業年度の開始の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る改正後の条例附則第六条の三の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「令和六年三月三十日を含む事業年度の開始の前日から山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和六年山口県条例第四十二号）附則第三項に規定する最初事業年度の開始の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

4 第三条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例（次項において「令和八年改正後の条例」という。）第四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び附則第六条の四の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 令和八年改正後の条例第四十条第一項第一号口（令和八年改正後の条例附則第六条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号口に規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものうち同号口(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第三条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「改正後の地方税法」という。）第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号口に掲げる法人とみなした場合に改正後の地方税法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について改正後の地方税法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

（軽油引取税に関する経過措置）

6 改正後の条例附則第九条の四の七第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、二号施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、二号施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月九日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第四十三号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例（昭和三十九年山口県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和六年四月一日以後に改正後の過疎地域等における県税の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第六項、第五条第四号又は第六条第二号の規定に該当する行為をした者でこの条例の施行の日から一月を経過する日以前に当該行為に着手したものに對する改正後の条例第七条の規定の適用については、同条中「これらの規定に該当する行為に着手する前に」とあるのは、「過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和六年山口県条例第四十三号）の施行の日から一月以内に」とする。

3 令和六年四月一日以後に改正後の条例第三条第一項の規定に該当する行為をした者でこの条例の施行の日から一月を経過する日以前に当該行為に着手したものに對する改正後の条例第七条の規定の適用については、同条中「これらの規定に該当する行為に着手する前に」とあるのは、「過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和六年山口県条例第四十三号）の施行の日又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八条第一項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に同条第四項第一号及び第二号に掲げる事項が記載された日のいずれか遅い日から一月以内に」とする。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十四号

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年山口県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号の四中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

附則第七項中「第二条第一号の四」を「附則第二項により読み替えて適用される第二条第一号の四」に改め、同項の表中「附則第三項」を「附則第四項」に、「附則第四項」を「附則第五項」に、「附則第五項」を「附則第六項」に、「附則第六項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第三項中「附則第六項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二項の前の見出しを削り、同項中「第二条第一号の四（第三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）」を「附則第二項により読み替えて適用される第二条第一号の四」に、「第二条第一号の四の」を「附則第二項により読み替えて適用される第二条第一号の四の」に改め、同項を附則第三項とし、同項の前に次の見出し及び一項を加える。

（経過措置）

2 当分の間、第二条第一号の四（第三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、同号中「十五人」とあるのは「二十人」と、「二十五人」とあるのは「三十人」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十五号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。
別表山口県立厚狭高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立厚狭明進高等学校	山陽小野田市
--------------	--------

附 則

この条例は、令和六年十一月一日から施行する。